

五戸町公告 第 31 号

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる。

令和8年10月 1日

五戸町長 若 宮 佳 一



1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地区

・五戸地区

2 縦覧期間

令和8年10月1日から令和8年10月14日 午前8時15分～午後5時00分
ただし、縦覧は土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

3 縦覧場所

五戸町役場農林課

4 意見書の提出について

（1）提出先

五戸町役場農林課

（2）提出方法

郵送、持参、メール

（3）提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・ 地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。
- ・ 意見書については当該計画を公表する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。